

令和8年7月22日

令和8年

第9回野洲市教育委員会定例会議案書

野 洲 市 教 育 委 員 会

付議事項

議案第 38 号 工事請負契約に関する意見について
(北野小学校本館長寿命化(建築主体)工事)

議案第 39 号 工事請負契約に関する意見について
(北野小学校本館長寿命化(電気設備)工事)

議案第 40 号 工事請負契約に関する意見について
(北野小学校本館長寿命化(機械設備)工事)

議案第 41 号 野洲市社会教育委員の委嘱について

議案第 38 号

工事請負契約に関する意見について

【令和 8 年度 工第 22 号 北野小学校本館長寿命化（建築主体）工事】

地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙のとおり市長から工事請負契約につき議決を求めることについて意見を求められたので、次のように意見を提出する。

令和 8 年 7 月 22 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

記

適正と認める。

提出理由

上記の工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年野洲市条例第 57 号）第 2 条の規定に基づき野洲市議会の議決を要するため。

議第 87 号

工事請負契約について（北野小学校本館長寿命化（建築主体）工事）

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 4 日

野洲市長 櫻本 直樹

次のとおり工事請負契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年野洲市条例第 57 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 北野小学校本館長寿命化（建築主体）工事 |
| 2 | 契約金額 | 1,145,360,700 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 滋賀県蒲生郡竜王町山之上 3276 番地
株式会社ヤマタケ創建 代表取締役 竹井 友明 |

議案第 39 号

工事請負契約に関する意見について

【令和 8 年度 工第 23 号 北野小学校本館長寿命化（電気設備）工事】

地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙のとおり市長から工事請負契約につき議決を求めることについて意見を求められたので、次のように意見を提出する。

令和 8 年 7 月 22 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

記

適正と認める。

提出理由

上記の工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年野洲市条例第 57 号）第 2 条の規定に基づき野洲市議会の議決を要するため。

議第 88 号

工事請負契約について（北野小学校本館長寿命化（電気設備）工事）

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 4 日

野洲市長 櫻本 直樹

次のとおり工事請負契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年野洲市条例第 57 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 北野小学校本館長寿命化（電気設備）工事 |
| 2 | 契約金額 | 295,548,000 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 滋賀県草津市川原町 132 番地 4
株式会社中島電業所 代表取締役 中嶋 良典 |

議案第 40 号

工事請負契約に関する意見について

【令和 8 年度 工第 24 号 北野小学校本館長寿命化（機械設備）工事】

地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙のとおり市長から工事請負契約につき議決を求めることについて意見を求められたので、次のように意見を提出する。

令和 8 年 7 月 22 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

記

適正と認める。

提出理由

上記の工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年野洲市条例第 57 号）第 2 条の規定に基づき野洲市議会の議決を要するため。

議第 89 号

工事請負契約について（北野小学校本館長寿命化（機械設備）工事）

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 4 日

野洲市長 櫻本 直樹

次のとおり工事請負契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年野洲市条例第 57 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 北野小学校本館長寿命化（機械設備）工事 |
| 2 契約金額 | 257,400,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 滋賀県野洲市高木 194 番地 38
株式会社乾設備工業 代表取締役 乾 哲典 |

議案第 4 1 号

野洲市社会教育委員の委嘱について

野洲市社会教育委員として次のものを委嘱することについて議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

提出理由

令和 8 年 7 月 31 日をもって任期が満了することから、後任を委嘱するもの。

野洲市社会教育委員名簿（案）

（任期：令和８年８月１日から令和10年７月31日）

区 分	氏 名	役 職
1号委員 (学校教育の関係者)	松本 淳子	祇王小学校長
	宇野 比呂久	中主中学校長
2号委員 (社会教育の関係者)	板倉 祥浩	社会教育関係者
	上田 智子	社会教育関係者
	富田 由紀子	社会福祉協議会
	鷺田 新介	社会教育関係者
3号委員 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	戸倉 千尋	社会教育関係者
4号委員 (学識経験者)	井口 和幸	元小学校長
	佐敷 恵威子	京都橘大学 非常勤講師
	杉本 源造	元野洲市教育部長